

略式代執行による除却実績

1 所在

久美浜町橋爪地内

2 所有者等

不存在

3 対象空家等の状況

腐朽が進行し、前面壁が崩壊し一部部材が前面道路に飛散するなど、倒壊により道路通行者等に影響を及ぼす恐れがあると考えられる。

4 行政措置の案

(1) 措置

略式代執行（空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項）

(2) 内容

除却

(3) 理由

次のことにより略式代執行とする必要がある。

- ア 当該空家等が倒壊し前面道路等に部材が飛散するなどにより人の生命、身体又は財産に危害が及び恐れがあると考えられること
- イ 所有者等が不存在であり確知することができないこと

状態写真

